

立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

立川市学習等供用施設条例（昭和58年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前				
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）				
施設	設 区 分	使用区分	使用料	施設	設 区 分	使用区分	使用料	
柴崎会館	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	
		……略……	……略……			……略……	……略……	
	控室	……略……	午前	150円	柴崎会館	……略……	午前	150円
			午後	200円			午後	200円
			夜間	300円			夜間	300円
			全日	600円			全日	600円
	多目的室	……略……	午前	800円	柴崎会館	……略……	……略……	……略……
			午後	1,300円				
			夜間	1,600円				
			全日	3,200円				
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。